

令和元年度第1回仙台市外郭団体経営検討委員会

(令和元年8月2日開催)

議事概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和元年8月2日(金) 13:00～ |
| 2 | 場 所 | 仙台市役所本庁舎2階第3委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 橋本潤子委員、大泉裕一委員、西村一幸委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 事務局 | 総務局総務部長、同部行政経営課長 |
| 6 | 該当団体 | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長、同課企画財務係長
(市より健康福祉局地域福祉部社会課長、同課地域福祉係長も同席)
公益財団法人仙台市建設公社常務理事、同法人総務課長、同課経理係長
(市より都市整備局総務課総務係長)
公益財団法人仙台市医療センター事務局長、同法人仙台オープン病院事務部長、
同法人経理課長兼仙台オープン病院経理課長
(市より健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策担当課長、同課医療政策係長)
公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長、同部総務企画課長、同課総務係長
(市より文化観光局観光交流部観光課長、同課観光企画係長) |
| 7 | 次 第 | |
| | 1 議 題 | 外郭団体の経営状況について |
| | 2 その他 | |
| 8 | 会議資料 | |
| | 次第 | |
| | | 外郭団体経営検討委員会付議要件該当状況(平成30年度決算)
仙台市外郭団体経営検討委員会付議要件
仙台市外郭団体経営検討委員会設置要綱
令和元年度仙台市外郭団体経営検討委員会付議団体決算資料(仙台市社会福祉協議会・仙台市建設公社・仙台市医療センター・仙台市観光国際協会)
仙台市外郭団体の経営状況の評価結果(平成28年度決算)
仙台市外郭団体の経営状況の評価結果(平成29年度決算) |

事務局(総務局総務部行政経営課長)

定刻となりましたので、令和元年第1回仙台市外郭団体経営検討委員会を始めさせていただきます。

総務局総務部長の白山よりご挨拶を申し上げます。

事務局(総務局総務部長)

総務部長の白山でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

この委員会では、外郭団体の経営判断、経営評価、必要に応じて経営改善策の策定を行うとされ

ており、委員の皆様の専門的な知見を賜りたいと考えてございます。

委嘱につきましては、改めまして委員の皆様をご紹介させていただきます。(各委員を紹介)

事務局（総務局総務部長）

任期開始第1回目でございますので、委員長が決まるまでの間、私のほうで進行をさせていただきます。

事務局の紹介をさせていただきます。

行政経営課長の菅原でございます。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

菅原でございます。

事務局（総務局総務部長）

同じく、行政経営課の滝本でございます。

事務局（総務局総務部行政経営課）

どうぞよろしく願いいたします。

事務局（総務局総務部長）

仙台市外郭団体検討委員会設置要綱の第4条で、本委員会では委員長を置き、委員の互選により定めるとされており、委員長の指名で委員長の職務代理者を置くことになっております。

早速、委員長の互選に入りたいと思いますが、推薦等はございますでしょうか。

大泉委員

橋本さんはいかがでしょう。

西村委員

いいと思います。

事務局（総務局総務部長）

橋本委員いかがでしょうか。

橋本委員長

はい、お受けします。

事務局（総務局総務部長）

それでは、よろしく願いいたします。

委員長は橋本委員にご就任いただきましたので、委員長職務代理者の決定から橋本委員長にお願いしたいと存じます。

橋本委員長

職務代理者につきましては、大泉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大泉委員

引き受けさせていただきます。

橋本委員長

大泉委員、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を始めさせていただきます。

初めに、傍聴されている方にお断りさせていただきます。本日の審議の内容においては、法人の競争上の地位を害するおそれがあるなど、現時点で公表することが妥当でない内容を含むことも想定されます。そのような場合には委員会自体を非公開といたします。

その際、傍聴されている方には、報道の方も含めて、ご退席いただくこととなりますので、あらかじめご了承のほうよろしくお願いいたします。

1 議題 外郭団体の経営状況について

橋本委員長

本日の議事に入りたいと思います。

最初に、本日の議事録に署名していただく委員を指名したいと思います。今回は西村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

西村委員

はい。よろしくお願いいたします。

橋本委員長

お願いいたします。

各外郭団体の平成30年度決算について、本委員会で定めた付議要件に該当するか否かを事前に事務局で確認していただいた結果、4団体が該当いたします。

1番目の仙台市社会福祉協議会につきまして、事務局及び該当団体からご説明をお願いいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

本日は経営状況等に関する質疑応答の円滑化を図るために、団体所管課及び該当団体からも職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

（以下の出席者を紹介）

- | | | |
|----------|-----------|-----|
| ・社会福祉協議会 | 財務課長 | 西崎様 |
| ・社会福祉協議会 | 財務課企画財務係長 | 菊地様 |
| ・仙台市 | 社会課長 | 西山 |
| ・仙台市 | 社会課地域福祉係長 | 五十嵐 |
| ・仙台市 | 社会課 | 横内 |

事務局（総務局総務部行政経営課長）

付議に該当した理由等につきまして、関係者のほうから説明させていただきます。

健康福祉局地域福祉部社会課長

社会課よりご説明させていただきます。

外郭団体経営検討委員会付議要件該当状況の資料をごらんください。

該当要件につきましては、要件1になります。1億550万6千円の経常損失となっており、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合、正味財産8億6,955万2千円に対して債務超過となります。

この原因は、内部統制支援を受けております監査法人の指摘により、賞与引当金を平成30年度から新たに計上したため、当期の経常損失額が増加したものです。

賞与引当金の計上初年度の特有の事象ですので、次年度には平準化され、解消される見込みであ

ることから、今後の経営上の問題を生じる問題とは考えておりません。
説明は以上でございます。

橋本委員長

ありがとうございました。

団体の事業とか計画について何かご意見、ご質問等ありましたら、委員のほうからお願いいたします。

西村委員

少し確認させていただいてよろしいでしょうか。

先ほどのお話で、監査法人による内部統制支援の指摘により賞与引当金を計上したため経常増減差額が著しく悪化しているということがあります。

監査法人からはもう1点、不要な退職給付積立金を逆に取り崩してくださいというお話があったかと思いますが、いわゆる民間でいう、純資産の部を逆に増やす形に作用します。賞与引当金の計上がなかったとすれば、要件1には該当しなくなりますが、依然として2,000万円ほど赤字になるのではないかと思います。

その主な原因は、仙台市が補助金の積算の中で、人件費部分をかなり過小に見ているのか、あるいは過小なものが妥当で、社会福祉法人さんの人件費が過大なのかちょっとわかりませんが、補助金が減ったので赤字になってきているというのが少し見れます。社会福祉法人さんの中でサービス活動費用のうち7割人件費が占めており、明らかに人件費は多いと思います。ただし、マンパワーが必要な業界でもありますから、そこはやむを得ないのかなとも思いますので、例えば社会福祉法人さんのほうとしては、個々人の賃率を下げていくというのは難しい話ですから、個々の賃率は上がっていくことが想定される中で、どうやって人件費を総額で抑えていくべきなのかという検討は必要ではないかと思われまます。人を増やして1人当たりの負担を減らすことによって、残業代を減らして、トータルの人件費を下げていくという回答をいただいています。正しい方向だと思いますので、人が疲弊しないような使い方をしつつ、仙台市のほうも単に積算するだけではなく、実際に現場を見て、本当にこの賃率でいいのかということでお互いに話し合いが必要ではないかと思われまます。

もう1点よろしいですか。

民間でいう貸倒引当金、社福でいう徴収不能引当金のあり方につきまして、経済弱者に対していろいろな貸付制度を設けていることはいいことですが、貸しっ放しでは困ります。ひとり親貸付金以外につきましては、当初の返済期限を経過しているという回答を得ています。回収の可能性は通常より当然低いことが想定されますので、監査法人でも指摘があったわけですから、徴収不能引当金の計上はするべきだと思います。

会計上、徴収不能引当金を計上することと、回収の努力を放棄することとは次元が違う話です。会計上は費用としても、回収努力は引き続きしていくことには変わりません。

あとはもう1点。法人税法上の収益事業を行っており、税務申告書別表5の中で繰越損益金という概念があります。これは税法上の純資産みたいなイメージですが、現段階でマイナスということは、法人税法上の収益事業（社福のくくりでの収益事業とはまた違う概念）で今まで稼いできた利益がマイナスだということです。公益目的をしていますが、この収益事業で足を引っ張っているのでは体力が減ってしまいますので、法人税法上の繰越損益金をプラスに持っていくような事業展開が必要と思われまます。

橋本委員長

ありがとうございました。

西村委員のほうから3点ほどご意見ございましたけれども、人件費の抑制と補助金の積算の方法

について、仙台市あるいは協議会さんのほうからお話ございましたらお願いしたいと思います。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

ご指摘いただいたとおり、地域福祉の推進に係る事業を行っておりまして、人件費については、社会課さんのほうとご相談させていただきながら、必要な人員については事業報告、経費削減のほうについては極力行っていくところですが、働き方改革を進めておりまして、同じ内容の業務については同じ賃金という原則が定められており、私どもの法人の構成でいうと3分の1が正職員で、それ以外がいわゆる非正規なので、人件費の削減が難しいという印象を持っております。

社会課さんのほうとご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

橋本委員長

2点目の貸倒引当金については、貸し倒れた場合のリスクの負担が市と協議会さんのほうでどういう取り決めになっているのかもあると思いますけれども、いかがでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

監査法人から貸倒引当金については必要だというご指摘を受けておりますが、貸し付けの事業については、新規の貸し付けというよりは償還が主になっておりまして、既に貸し出しているものですから、引当金を新たに設けるべきかどうかというところでも議論が止まっていたというのが現実でございます。

顧問の税理士ともう一回相談をさせていただいて、どういう方法で引き当てをすればよいか、引き当てをしたほうがよいという場合については仙台市とご相談をさせていただいて、技術的な問題もあるかと思うので、勉強をさせていただきたいと考えております。

橋本委員長

過去の貸し倒れについては、協議会さんのほうで負担したのですか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

法人は、各区に事務所がございまして、貸し付けは各区で管理していた時期もございまして、それを今まとめたという形になっているので、過去の経緯について全て掌握して償還事務を進めることが難しく、少し勉強させていただいて対応していきたいと考えております。

橋本委員長

ありがとうございます。

法人税法上の収益事業関係についてはいかがでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

通常の収益事業というのは自動販売機の事業で、企業体としての評価がマイナスということだと思うので、顧問の税理士とも相談しながら方向性を出していきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

橋本委員長

ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見。大泉委員。

大泉委員

当初の説明で、賞与引当金の話でしたけれども、今回は多額に積んだけれども、以降は平準化さ

れるとおっしゃっていたと思いますが、詳しく説明していただけますでしょうか。

健康福祉局地域福祉部社会課長

30年度から計上し始めたということは、29年度までは計上していなかったもので、比較したときの差が大きく出ておりますが、次年度以降は、12月から3月までという部分については引き当てて、次年度の6月期の賞与に充てることを繰り返す形になりますので、増減が賞与引当金に関してはなくなるという意味になります。

大泉委員

わかりました。ありがとうございます。

橋本委員長

そのほかよろしいでしょうか。

一つ教えていただきたいことがあります。この事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益の中の受託金収益というのは具体的にどういった内容になりますでしょうか。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会財務課長

仙台市からの指定を受けまして、指定管理事業、施設の管理運営を行ってございまして、またいろいろ受託事業を行っております。それについての収入が受託金収入ということで計上させていただいているところでございます。

橋本委員長

わかりました。指定管理料と受託事業の収入分ということですね。ありがとうございます。

ご質問等よろしいでしょうか。ありがとうございました。

結論につきまして協議したいと存じますが、この場で所管課と団体さんは退席いただくことになります。万一、何か非公開の事案が出た場合に傍聴の方もご退席いただくことになります。よろしくお願いいたします。

それでは、社会福祉協議会につきまして検討したいと思います。

配付資料に、昨年度の報告書がついておりますのでごらんください。最終的に今年度も昨年度と同様のものを取りまとめることとなります。

著しく経営状況が悪化していて抜本的な改善が必要な団体か、経営改善が必要な団体であるか、著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体であるか、著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体、のどれに当たるかということ審議したいと思います。

サービス活動増減差額がマイナス1億円を超えたのは、本年度から賞与引当金を積み立てることにしたという会計上の変更があったためであって、それが8,000万円ほどになりますけれども、これは本年度に限るものであり、今後はもとのペースに戻るというご説明がございました。サービス活動増減差額がマイナスであることには変わりはありませんけれども、その賞与引当金の影響を除きますと、もともとの該当状況には該当しない状況になっております。

ということで、4番の著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体という判断ができるかと思われませんが、いかがでしょうか。違うご意見があればどうぞお願いいたします。

西村委員

4番でいいと思います。ただ、これから2,000万円ぐらい赤字が続いていってそもそもいいのかという問題はありますし、貸倒引当金が今後どれだけ積みまれていくのかということも少し長い目で見ると必要はあると思います。

結論は4番で構いませんが、例えば来年もう一度改善状況を出してもらいたいのかなと思います。

橋本委員長

来年、資料を出していただくということは可能ですね。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

そうですね、今年度の議論を踏まえまして、来年度の審議事項終了後に報告事項という形で皆様に状況をお伝えするという事は可能かと思っておりますので、そのような対応ということであればできると思います。

橋本委員長

わかりました。そのような対応ということでよろしいでしょうか。
いかがですか、大泉委員は。

大泉委員

4番で大丈夫だと思います。今回、会計上の引当金を計上したということで、特にキャッシュアウトがあるというわけでもないし、厳し目に見ると、3というのは将来のビジネスリスクとかも考えるとあり得るのかなと思っておりますが、結論は4でいいのかなと思っております。

橋本委員長

それでは、4番の著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体であるという結論にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、今後の推移について、来年度また資料を頂戴するという事でお願いしたいと思っております。社会福祉協議会は以上でおしまいにしたいと思っております。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

仙台市建設公社につきましては、仙台市外郭団体経営検討委員会設置要綱第7条におきまして、委員がみずから役員として経営に関与している外郭団体に関する議事に参加することはできないと定めておりますことから、団体の監事である橋本委員長にはご退席いただいたところで。

本案件につきましては、委員長代理者の大泉委員のほうに議事運営の進行をお願いしたいと思います。

大泉委員

よろしく願いします。

では、仙台市建設公社につきまして、事務局及び該当団体からご説明のほうをよろしく願いします。（以下の出席者を紹介）

- ・建設公社 常務理事 岩崎様
- ・建設公社 総務課長 庄子様
- ・建設公社 総務課経理係長 大沼様
- ・仙台市 都市整備局総務課総務係長 菅原

事務局（総務局総務部行政経営課長）

付議要件に該当した理由等につきまして、関係者の方から説明させていただきます。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

建設公社の常務理事兼事務局長をしております岩崎といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず公社、法人についてお話しさせていただきます。

公社は歴史がありまして、昭和41年、1966年、公共事業等に係る土地等の確保、提供を目的に設立されたもので、その後、公共施設の先行建設や維持管理業務、今回のメインになっております市営住宅につきましては昭和56年度から受託して事業を行っております。そして平成25年度、2013年度ですが、住環境及び交通環境の向上及び都市整備の基盤の整備に関する事業を行う公益法人に移行したところでございますので、それから現在に至っているところでございます。

現在の主たる事業としましては、仙台市内にございます復興住宅を含む市営住宅75団地、1万1,990戸の非公募による指定管理業務を公益目的事業として行っておりまして、ほかに、わずかでございますけれども、市営駐輪場、駐車場の管理運営や、過去に行った学校の先行建設の引き取りに至るまでの管理も行っているところでございます。

なお、主な財源としましては、仙台市様から受託した事業を中心に行っている関係から、受託額の最も大きい市営住宅等の指定管理料、平成30年度の決算で約6億4,000万円余りですけれども、各年度ごとに精算をすることになってございます。

さて、付議要件の3、事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金等の期末残高を超えていることに該当したことについてでございます。

平成30年度決算におきまして該当した理由でございますけれども、貸借対照表の未払金についてご注目ください。平成29年度未払金との差額が9,880万円余りと、非常に大きい点が一番大きなポイントになります。

続いて、キャッシュ・フロー計算書の事業活動によるキャッシュ・フローの額8,817万円余りの5倍、4億4,000万円余りなのですが、これが現金及び現金同等物の期末残高3億7,250万円余りを超えてしまったというのがこの付議要件3に該当することとなったものでございます。

平成23年5月から始まって、平成29年度で完了した応急仮設住宅等管理事業という事業がございまして、この精算金が未払金の額の中心を占めております。

平成30年3月末で事業終了に伴い、平成30年5月に精算を完了し、平成30年度の決算におきましては皆減したものでございます。事業終了年度の精算額と支出のタイミングのずれにより、一時的にキャッシュ・フローが大きなマイナスとなったものでございまして、同法人の経営が悪化したものではないと判断しているところでございます。

大泉委員

ありがとうございます。

団体や、事業や計画に関しまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。西村委員。

西村委員

1点確認ですが、未払金のうち受託料返還金が多額になる理由で、市営の住宅管理業務において、修繕費を市営住宅住戸内の緊急修繕に関する経費として確保しており、通常修繕以外に、寒波による給湯器凍結破損や大型台風による雨漏れ対応などの天候要因による修繕に備えているものの、昨年度はその必要がなかったことで未払金がふえたとの回答をいただきました。今後は未払金が多額に出るということはないということでしょうか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

見通しとしては多額に出ることはないと思いますが、精算金扱いになっていきますので、3月31日時点で貸借対照表をつくると未払金というのはどうしても出てきます。

西村委員

金額的には小さくはなりますけれども、残ることは残るのですね。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

残ります。

西村委員

精算金が翌期にずれてしまう影響はあるということでしょうか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

はい。ただ、大きくなった一番のポイントは、受託していた事業が終了したのがあり、ぎりぎりまで財源を持っていなければいけないというのがあって、事業終了とともに、その事業が次の年になくなったことです。

西村委員

ありがとうございます。

精算が翌期になるという特殊事情があるのであれば、キャッシュ・フローで判断するということは現預金で判断するということです。現預金の中に翌期に精算する未払金があるのであれば、その部分を差し引いたものが公社としての実質的なお金というイメージとすると、例えばキャッシュ・フロー以外の財務の健全性を見る指標として短期的支払能力という指標があり、流動資産から流動負債を引いた概念になります。未払金が自分のお金ではないという意味合いですので、単純にキャッシュ・フローで判定するよりは、短期的な支払余力で判定したほうが実質的だと思います。

先行取得のものも流動資産に入っていたりするので、本当の流動資産ではないものもあり、あるいは賞与引当金のような擬似的なものを除いた正味の短期的支払余力で見ていくと、前年度が2億5,000万円ぐらい、当年度も2億5,000万円ぐらいと変わっていませんので、公社の規模からすれば問題ないと考えます。

あと2点ほどありますけれども、よろしいですか。

大泉委員

はい。

西村委員

1点目は、当期の一般正味財産増減額の中で公益目的と収益事業に分かれ、公益財団ですので、公益目的で赤字にしていかなければいけません。資金的に目減りさせないためには、収益事業をもう少しプラスにしていかなければいけないと思われ。現状では、収益事業のプラス分で公益目的の事業全体のマイナスをカバーし切れていません。ただ、赤字幅がそんなに大きいわけではないので、短期的にどうこうという話ではないですが、これがずっと続いていくと、いずれ資金は目減りしていくということも間違いないので、長期的目線で考えていただいて、収益事業の強化であるとか、公益目的のほうの赤字幅を少なくしていくということは考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

ご指摘ももっともなところがございまして、平成30年3月に中期経営計画を立てました。経常収支が100%いかず赤字が続いていくと、資金繰りが悪くなっていく形になってしまう。そのために中期経営計画では、経常収支比率100%を目指す、維持していくという方向を持って、収益性の向

上を図る必要があるということで、収益事業を見直し、点検、検証を行っております。

さらには、公益目的事業についても、いい公益事業をもっとやるべきではないかということで、効率的なことも考えながら、さらにサービスが向上できるよう計画に盛り込んでおります。これは5カ年計画ですので、2022年までにはそういう公社に変わりたいと考えてございます。

西村委員

ありがとうございます。

例えば、公益目的事業の2で交通安全の教育副読本、小学校と中学校に配付していると見れますが、中学校に配付する必要があるのかどうか。小学校の段階で資金を重点的に配付し効率化を図って、全体としてはお金は圧縮することも当然検討はしなければいけないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

委員ご指摘の部分というのはよくわかります。ことし4月から自転車に関する新たな条例ができ、啓発広報は仙台市独自で始まったところです。自賠責保険に必ず入らなければいけない、ヘルメットもできるだけ着けましょうと、この事業は前からやっております、仙台市さんとも共同ですみ分けして効果的な取り組みにしましょうと協議をしながら進めています。

教本の配付は、自転車に乗って出掛けるあたりの4年生に向けて発行しています。それから中学1年生になって、自転車通学を認めている中学校があるので、ターゲットを絞っています。

西村委員

そうすると、小学校のところもあるし、中学校から自転車になる中学校はそのタイミングでということ、必ずしも全中学ということではないということですか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

はい、それで各小学校、中学校に照会をかけています。毎年欲しいというところも「もういい」というところもあり、数字が変わりますけれども、意向を聞きながら1万6,000冊を配付しているところでございます。

西村委員

在庫で残ることはないのですか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

希望を聞いてから印刷をかけます。

西村委員

わかりました。効率的に頑張っているということですね。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

そうですね。

ただ、全国共通のタイプの教本なので、今回の条例と内容がマッチしていない部分もあります。そこで、仙台市さんと協議しながら、どの辺を直すと条例とかみ合うかという調整もしながらつくっています。

西村委員

ありがとうございます。

もう1点は会計上の話になりますが、市営住宅の水道使用料の未収金が長期間回収できていない部分があるという回答をいただきました。そうすると、回収可能性は厳しいものがあるように思われます。民間でも貸倒引当金を計上しており、公益法人の会計基準の中でも、必要であれば貸倒引当金は設定しなさいという規定がありますから、長期的に回収できていない部分については、貸倒引当金を設定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

そうですね。水道のタンクを住宅団地の中につくって各戸に供給したために、タンクは公社で持っているものですから、入居者には公社と契約して支払ってもらっているという古い住宅がございます。払わないまま出ていってしまった方が少なからずいます。

西村委員

所在不明の未収金も結構あるということですか。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

出てきています。

西村委員

となると、回収努力は引き続きするにしても、会計上は貸倒引当金を設定すべきと思われます。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

仙台市さんと協議しながら、未収金の未収の状況とか、出ていった方に対して通知をしながら、取り組んでいるところです。

一方で、古い住宅が更新時期、建替えに入るというタイミングです。更新になると、住んでいらっしゃる方が、住めなくなるので、滞納していた部分を回収できるのではないかと期待しているところもあります。ただし、退去した方については仙台市さんと協議しながら、詰めていきたいと考えております。

西村委員

仙台市さんとの協議も重要ですが、公益財団ですので、公益財団が従う公益法人会計基準というものが、貸倒引当金は条件を満たせば計上しなければいけないという基準ですので、仙台市さんと詰めていただいて、内容を精査していただいて、だめなものはだめという判断は必要だと思います。回収努力を放棄するのは違いますので、会計上の評価の話ですから、柔軟に対応していただきたいと思います。

公益財団法人仙台市建設公社常務理事

わかりました。

大泉委員

西村委員、ありがとうございました。

まとめますと、今回のキャッシュ・フローが一時的に悪化したのは、精算金の支払いのタイミングと会計のずれということで、西村委員から指摘のあったことをご検討いただければと思います。

それでは審議に入らせていただきます。ここで建設公社の皆様と仙台市都市整備局総務課の皆様にはご退席いただきたいと思います。ご出席ありがとうございました。

こちらは4番で大丈夫と思います。

西村委員

短期的支払余力の観点からすれば目減りしているわけではありません。

特殊事情を考慮した評価方法も検討していかなければいけない気がします。結論としては4番でいいと思います。

大泉委員

形式的な形で網をかけると、本当は検討しなくても大丈夫というようなものも出てくると思います。

一時的な精算のタイミングのずれということと、財産が毀損しているわけでもないのに、4番の著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体でよろしいのではないかと思います。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

付議要件の整理の仕方は今後の検討課題にしておきたいと思います。ありがとうございます。

橋本委員長

仙台市医療センターについて開始したいと思います。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

事務局及び該当団体からご説明をお願いいたします。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

事務局のほうから、団体所管課及び該当団体の職員を紹介させていただきます。

(以下の出席者を紹介)

- | | | |
|------------|-------------------|-----|
| ・仙台市医療センター | 事務局長 | 佐藤様 |
| ・仙台市医療センター | 仙台オープン病院事務部長 | 及川様 |
| ・仙台市医療センター | 経理課長兼仙台オープン病院経理課長 | 近藤様 |
| ・仙台市 | 健康政策課医療政策担当課長 | 車塚 |
| ・仙台市 | 健康政策課医療政策係長 | 堀江 |
| ・仙台市 | 健康政策課 | 阿部 |

事務局（総務局総務部行政経営課長）

該当した理由等につきまして、関係者の方から説明をいたします。

公益財団法人仙台市医療センター事務局長

仙台市医療センター事務局の佐藤と申します。

付議要件3、事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金等の期末残高を超えていることに該当することについてでございます。

事業活動によるキャッシュ・フローのマイナスは、仙台オープン病院救急センター棟等建築費用関係の支払いによる未払金の減少が大きく起因しております。平成29年度3月期に、救急センター棟等建築費約40億2,200万円を含む46億7,100万円の未払金を計上し、4月末に約40億2,200万円を支払ったことにより、30年度末において未払金残高が4億3,800万円となり、未払金の対前年度増減額が大幅なマイナスとなり、事業活動によるキャッシュ・フローが大きくマイナスとなったものです。これは建築という特殊な事情に起因した現象であります。

橋本委員長

ありがとうございました。

ご説明や団体の事業、計画等に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

西村委員

キャッシュ・フロー計算書はそのとおりでございます。キャッシュ・フロー計算書のひな型においては、未払金の増減が事業活動によるキャッシュ・フローの区分になっていますが、今回の未払金の原因は固定資産の取得支出になる部分です。固定資産の取得支出は投資活動の区分で見ればいいので、未払金の増減だから事業活動のキャッシュ・フローではなく、固定資産の取得支出に計上しておけば、問題なかったのだらうと思われます。

固定資産にかかわるもののお金の出入りは投資区分と見れば黒字になっていましたので、ここにご参加する必要はなかったと思います。

資料のほうを拝見させていただいた結果、別の点で質問させていただきます。救急センターの改築で面積がふえたということで、今後想定される会計上の問題は、減価償却費の負担が重く、水道光熱費もかかるということです。旧C棟の解体絡みのものや退職給付引当金の計上見直しで雑損失に上げたものなど臨時的なものが今後ないとしても、ランニングコストの面で水道光熱費の増加と減価償却費負担で会計上はしばらく赤字になってしまうことが想定されます。資金的には、キャッシュ・フローを見れば潤沢ですので、存続としては問題ないものの、会計上赤字続きということは見映えのいいことではありませんので、改善策は必要かと思えます。

平成28年度から32年度までの中期経営計画の収支表をいただきましたが、計画と実績に乖離があります。救急センターの見込みができていなかったものと思われます。既に改築も終わりましたので、32年までこの計画を引きずるのではなくて、現段階から新規5カ年計画を立てたほうが良いような気がします。

もう1点。税務上の収益事業を付随的に実施していると思いますが、全部財産が共有ということで、旧C棟の解体絡みの配分額で赤字になったかと思えます。それは別としても、現段階で繰越損益金がマイナスということは、税法上、今までの純資産は食いつぶしてしまっているという状況ですので、収益事業が本体の足を引っ張る形では元も子もありませんから、税法上の収益事業について課税所得を安定して出せるような形にしていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台市医療センター事務局長

光熱費につきまして、東北電力1社と契約しておりましたけれども、入札を行い、減額が見込まれる契約に変わります。シミュレーションでいきますと約年間3,000万円ぐらい減額できています。

ただ、減価償却については面積がふえていますし、清掃とか警備とか委託業務については増加せざるを得ませんが、収入が自然増で3%ぐらいは見込める感じで見ております。

西村委員

計画の見直しはいかがでしょうか。

公益財団法人仙台市医療センター事務局長

それはご指摘のとおり、早速取りかかりたいと思います。

橋本委員長

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

大泉委員

未払金が事業活動のほうに入っているということで、今後も同様に会計処理するときには、形式

面のみならず、実態判断を行っていただきたいと思います。

橋本委員長

1点質問させていただきます。

貸借対照表のその他の固定資産に未収補助金がありますが、仙台市の補助金ですか。固定に上がっている中身を教えてください。

公益財団法人仙台市医療センター経理課長

救急センター棟の改築補助金の未収部分と、A・B棟の補助金です。借入金に対する補助金の一部あります。29年度に仙台市の包括外部監査で、補助金を財源とした建物は、特定資産に計上してくださいという指摘がありました。借入金の返済に対する補助金は、建物と紐づいた借り入れの補助金ですので、仙台市さんからいただく補助金額が確定しているのであれば、未収補助金として計上してくださいという指導があり、計上しております。

橋本委員長

わかりました。借入金の返済と同時に補助金が入る立てつけになっているということですね。ありがとうございます。

西村委員

未収補助金に計上したということは、交付決定が3月末までだったのですね。

健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係長

もっと以前に協定を結んでいます。

西村委員

協定ですか、補助金ですか。

健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係長

補助金です。補助金の基本協定を結んでおります。上限は幾らまで、何%を払うと結んでおり、今回の決算から財務諸表にあらわしたというところです。

西村委員

ありがとうございます。

大泉委員

こちらは、全部固定資産で大丈夫ですか。

橋本委員長

借入金で32年度（令和2年度）の返済分はありますか。1年以内の借入金の返済予定4億7,800万円でしょうか。これが全部対応するわけではないですね。

公益財団法人仙台市医療センター経理課長

そうですね。法人と仙台市さんの負担割合がありますので、負担割合分だけは借入金の返済になると。

橋本委員長

多少ともあるのですね。

公益財団法人仙台市医療センター経理課長

補助金としていただいて、減価償却相当分だけを補助金計上するという形になります。

橋本委員長

厳密に言うと、流動資産の区分はあるかもしれませんが、わかりました。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。特段ございませんようですので、所管課と団体さんのほうはこれでも終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

評価したいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

大泉委員

事業活動の区分のところに投資活動のキャッシュ・フローが入っていたということですので、そもそもそれがなければ審議の必要もなかったと思えますので、4番でよいのではないかと思います。

橋本委員長

西村さんは。

西村委員

4番で何の問題もないと思えます。

橋本委員長

わかりました。結論としては4番でよろしいかと思えますが、その理由として、未払金の増減区分の違いでしょうか。

西村委員

中身として、固定資産の取得支出です。

橋本委員長

キャッシュ・フロー計算書の区分認識で、見かけ上、事業活動のキャッシュ・フローが大幅な赤になってしまったもので、経営状況自体には悪化していることはないので、4番という結論にしたいと思えます。ありがとうございました。

仙台市観光国際協会の審議に入らせていただきます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

仙台市観光国際協会につきまして、事務局及び該当団体からご説明をお願いいたします（以下の出席者を紹介）。

- | | | |
|---------|------------------|-----|
| ・観光国際協会 | 常務理事兼事務局長兼総務企画部長 | 日下様 |
| ・観光国際協会 | 総務企画課長 | 桜井様 |
| ・観光国際協会 | 総務企画課総務係長 | 前川様 |
| ・仙台市 | 観光課長 | 成瀬 |
| ・仙台市 | 観光課観光企画係長 | 宍戸 |
| ・仙台市 | 観光課 | 佐久間 |

事務局（総務局総務部行政経営課長）

付議要件に該当しました理由等につきましては、関係者のほうから説明いたします。

橋本委員長

お願いいたします。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

よろしくお願いたします。

今回付議要件に該当した項目につきましては、要件の5の、直近3年度全てにおいて経常損失が生じているということから該当したものでございます。

正味財産増減計算書の当期経常増減額が今回1,100万円ほどのマイナスとなっているということに起因するところでございますけれども、この原因といたしましては、実際の事業活動に伴って発生したというよりは、当協会の決算の仕方に起因するものと認識してございます。

決算の仕方としましては、仙台市さんとの協議によりまして、資金収支計算書上、収益事業も公益目的事業もあわせて収支がゼロになるような決算を続けており、当期収支差額がゼロとなっております。仙台市からの補助金収入以外の決算額を確定させまして、仙台市からの補助金を幾らにすれば当期収支差額がゼロになるかという逆算方式で仙台市の補助金を算出してございます。

今回は4億6,600万円ほどでございます。なお、資金収支計算書の投資活動収支の部の特定資産取崩収入と貸付金回収収入は、対応する支出がないので、仙台市の補助金を算出する際にはこの分を控除してございます。

ゼロ決算にしているために、経常費用に対して経常収益が1,200万円ほど少なくなるということが生じ、結果として、当期経常増減額がマイナスの1,100万円ほどになっております。

ご説明については以上でございます。

橋本委員長

ありがとうございました。

ご説明、あるいはほかの資料等から、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

西村委員

資金収支計算書で、そういう精算の仕方をしているということですが、前年度は当期収支差額がゼロではないのですが。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

919万7千円ほどマイナスとなっております。退職金につきましては、退職給付引当金を計上し、引当金に対応する積立金を行っておりますが、29年度決算で退職金の支払い、退職給付引当金の減額は行いましたが、積立金の取り崩しは30年度にずれ込んでおります。30年度に取り崩すことを想定しておりましたので、その金額が入ればゼロになるようマイナス決算になってございます。

西村委員

わかりました。

あと二、三点。このような精算方式をすると、コストはかかっただけもらえるということでもあります。（「はい」の声あり）そうなってしまうと、コストを削減しようとするモチベーションはどうか。できるだけ人件費をかければ、多額の補助金をもらえるので、歯止めが必要かと思えます。

もう一点。28年から32年までの中期ビジョンを公開されていまして、見てみました。「やりたい」あるいは「こういうふうになっていきたい」と抽象的にわかりますが、実現できるのかという点から、金額ベースで5年間の計画ができれば、そのうちの1年分が翌年部分になるわけですか

ら、計画に従って毎年の予算を実際発生額のコントロール源としていけば、予算を達成していければ5年後には思った姿につながっていくと思います。ビジョンと予算とのリンクが足りないという気がします、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

観光コンベンション協会と国際交流協会と2つの財団に分かれていたのが統合されて今回5年目になっておりまして、この中期ビジョンは統合後1年目につくったものでして、まだ体制が整わない中で作成したという事情がございます。

来年度にはその次のものをつくるようになりますので、その際には、財団の運営も落ち着いてきておりますので、腰を据えて、今ご指摘のあったような視点を入れた中期ビジョンをつくっていきたいと考えております。

西村委員

わかりました。

橋本委員長

使った費用に対してどれくらい効果を上げられるかというところが経営のポイントだと思いますけれども、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

予算でキャップがかかっており、細目ごとに事業目的に合った予算の組み方をしており結果の評価は毎年、中期ビジョンの評価として、事業の振り返りとして行っております。実績の振り返りでABC評価をつけており、少しずつ改善をしていく、一定の効果を検証するというところは、させていただいているつもりでございます。

橋本委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大泉委員

補助金等収入ですが、丸い数字のものと半端なものがありますが、固定で受け取るものと、補充してゼロになるように受け取るものとあるのでしょうか。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

資金収支計算書でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

半端が出ているのは仙台市の部分だけでございます、仙台市の補助金収入は、最後に帳尻を合わせるというふうに使っております。

それ以外は、基本的には従前から同額でいただいているものでございます。

大泉委員

わかりました。

西村委員

もう1点よろしいですか。

橋本委員長

はい、お願いします。

西村委員

経常費用の内、人件費として5割以上、委託費が13%で、助成金が8%、賃借料が7%で、費用に占める固定的な費用の割合が高く硬直的かなと思います。コントロールすることが難しい部分が多いですが、赤字幅は圧縮すべきと思われます。

3期続けて赤字で、去年に比べると赤字幅が増えています。人件費でカットするのは避けたほうがいいと思いますので、委託費と賃借料を見直ししていただいて、赤字幅を限りなくゼロに近づけると安定すると思いますが、いかがでしょうか。

公益財団法人仙台観光国際協会常務理事兼事務局長兼総務企画部長

事務所が前に入ったところが耐震基準を満たしておらず、新しいところを構えるに当たって、必要面積を増やさなければいけない都合がございまして、単価は抑え目にさせていただきましたが、面積が広がった都合で賃借料全体としては増える方向に働いてしまったところがございました。

それ以外は、経費の節減、大事なところだと思いますので、極力させていただいております。事務機器等につきましても、競争していただく事業者さんの数、極力多くして下げるという努力はさせていただいております。

橋本委員長

ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この評価について話し合いたいと思いますので、ここで所管課と団体さんについてはご退席いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

観光国際協会の評価について審議したいと思います。

評価についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

西村委員

その前に一つ確認させてください。仙台市のほうはどうしてこのような補助金の精算の仕方なのですか。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

財政局のほうと観光課さんのほうで、通常、入れる補助金の範囲をどうするかというのを一定のルールでやってきているのですが、ここの団体については少し幅をもってやってきたというところがあるようです。そのため、余った分は返してくださいというようなやり方の取り決めでこれまで進めてきたというふうには聞いています。過去の経過がはかりかねるところがありますが、2つの団体が合わさったということも関係して精算の方法が特殊になっているというところもあります。

西村委員

仙台市の観光資源は重要な位置づけですので、仙台市の意向といえますか、政策が多分に反映されているような感じでしょうか。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

そうですね。こういった事業につきましては役所的な固いカチカチとしたものよりも、その都度、その都度の判断で流行を捉えてやっていく部分というものもあるのかなと思うところはあります。

橋本委員長

こういった精算方法は、去年の付議団体もあったと思います。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

昨年度は救急医療事業団だったと思いますが、指定管理事業でやっていて、指定管理の精算というような形で返してもらうので、結局ゼロになりますというようなお話だったかと思います。

橋本委員長

わかりました。

それでは、評価についてはいかがでしょうか。

西村委員

こういう精算の仕方ですので、今後、黒字になるのか見通しが立たないと思います。赤字の幅はさほどではないのですが判定が難しいです。

橋本委員長

著しく経営状況が悪化しているかどうかという点からは。

西村委員

そういうわけではないです。

橋本委員長

経営状況が悪化という意味ではないと。

西村委員

ではないです。

橋本委員長

というふうに思います。

西村委員

4番で問題はありませんが、来年も続けて出てくると、本当に4番でいいのかと思われかねません。特殊な精算方法ですので、精算の仕方によっては来年も赤字になると思われませんが、協会として問題があるわけではないです。

大泉委員

今までとは違って一時的な要因とは言えないですね。

西村委員

そうですね。結論は4番で問題ないとは思いますが。

大泉委員

判断としては4番ですけれども、外見には3番のほうがいいぐらい。

西村委員

そうですね。来年出てくるのであれば、様子見たほうがいいのかという気がします。

橋本委員長

評価コメントの書き方だと思います。経営実態としては悪くないということを書いて、収支の精算の仕方と正味財産計算書のつくりの違いが当期経常増減額にマイナスという形で出る場合があるということを書くしかないのかなと思います。

西村委員

そうですね、こういう精算状況だと出てくる可能性はありますが、協会自体が問題ではないということですか。

橋本委員長

そうです。経営状況が悪化しているのではないということを入れればいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

大泉委員

今のご時世、こういう精算方式をとっていると、企業努力みたいなのをしていないのではないかとされる可能性もあります。

橋本委員長

4団体終わりました、それぞれの方向性は見えてきたと思いますが、次回に持ち越すようなことはございませんでしたでしょうか。2番目の団体さん、聞いていないのでわかりませんが、よろしいですか。

西村委員

持ち越しはありません。

橋本委員長

わかりました。

委員会としては、今日をもって終了ということにさせていただきたいと思います。

評価結果について、最終的に8月中ぐらいでしょうか、まとめなければいけませんので、今までのお話、討議の状況を見て事務局のほうでおつくりいただいて、それを確認させていただくという方法にしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）わかりました。

2 その他

橋本委員長

ほかに事務局のほうからございますでしょうか。

事務局（総務局総務部行政経営課長）

それぞれの案件の検討の内容につきましてこちらのほうで整理をさせていただきまして、報告書の案という形でご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

橋本委員長

本日の委員会はこれで終了といたします。

ありがとうございました。

令和元年度第1回 仙台市外郭団体経営検討委員会 議事概要

【署名】 委 員 長

橋本潤子

議事概要署名委員

西村一幸